

社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する刈谷市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるように配慮して事業を実施する。

2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 刈谷市社会福祉協議会居宅介護支援事業所

(2) 所在地 刈谷市下重原町3丁目120番地（高齢者福祉センター内）

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者（以下「従業者」という。）の職種、員数及び勤務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤職員で主任介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 主任介護支援専門員 1名以上（常勤職員で、うち1名は管理者と兼務）

主任介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(3) 介護支援専門員 1名以上(常勤職員で専従)

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び1月2日、1月3日並びに12月29日から12月31日を除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(事業所の体制)

第6条 事業所は、前条の規定にかかわらず電話等による24時間連絡体制、かつ必要に応じて利用者及びその家族等の相談に対応できる体制を確保するものとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第7条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とする。

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) 利用者の相談を受ける場所 | 利用者の居宅等 |
| (2) 利用する課題分析票の種類 | 居宅サービス計画ガイドライン方式 |
| (3) サービス担当者会議の開催場所 | 利用者の居宅等 |
| (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 | 最低月に1回 |
| (5) モニタリングの結果記録 | 1か月に1回 |

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、事務所から片道5キロメートル以下の場合は、100円を徴収し、5キロメートルを超える場合は、100円に5キロメートルを超える毎に100円を加算した額を徴収する。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族等に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、刈谷市全域とする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための措置を適切に実施するための責任者及び担当者を選定、設置する。
- (2) 必要に応じ成年後見制度の利用支援を行う。
- (3) 苦情解決体制を確保し、虐待防止のための指針を整備する。
- (4) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者への周知徹底を図る。

2 事業所は、サービス提供中に従業者又は養護者(利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを関係市町村及び地域包括支援センターに通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第10条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、研修機関等が実施する研修に計画的に参加する機会を確保するとともに、事業所内における研修機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 倫理及び法令遵守に関する研修 年1回以上
- (3) 虐待防止に関する研修 年1回以上
- (4) 認知症及び認知症ケアに関する研修 年1回以上
- (5) プライバシー保護の取り組みに関する研修 年1回以上
- (6) 事業所内ミーティング 週1回程度

2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援の提供等に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、本会と事業所の管理

者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 7 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。